

食育目標達成に向けた取組の「見える化」ワーキンググループの開催について

令和3年9月29日
食育推進評価専門委員会決定

1 趣旨

「食育推進基本計画」の実施を推進するとともに、食育の推進状況について評価等を行う食育推進評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の下に、食育の推進や行動変容に係る有識者等の意見を聴取し、民間団体等の取組事例を収集・整理すること等により、専門委員会での食育の推進状況について評価等を行うことに資することを目的として、「食育目標達成に向けた取組の「見える化」ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 民間団体等の食育に関する取組の収集・整理に関する事項
- (2) 民間団体等の食育に関する取組を定量的に把握し、「見える化」するための方策の検討に関する事項

3 構成

- (1) ワーキンググループは、専門委員会座長が指名する委員及び食育の推進や行動変容に係る有識者等により構成する。
- (2) 座長は、構成員の中からの互選により選任する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) ワーキンググループは、座長が招集する。
- (2) 公正かつ中立な議論を確保し、関係機関が業務上知り得た企業秘密を保護するため、ワーキンググループは非公開とすることができる。座長は、企業等が特定されないように議事要旨及び会議資料を処理し、ワーキンググループの構成員に諮った上で、これを公開する。

5 庶務

ワーキンググループの庶務は、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課において処理する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。